

第 1 回長岡市・寺泊町合併協議会

会 議 録

## 第1回長岡市・寺泊町合併協議会会議録

### 1 会議を開催した日時及び場所

- ・日時 平成17年1月11日(火) 午後2時
- ・場所 長岡市役所 大会議室

### 2 会議出席委員の氏名

森 民夫	高橋 誠	二澤 和夫	島田 紀男
小熊 正志	大地 正幸	石井 俊雄	田村勝三郎
小越 忠教	青木 昌栄	豊口 協	鯉江 康正
阿部 誠一			

以上 13名

(欠席委員の氏名)

田村 巖	朝日 由香
------	-------

2名

### 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

## 長岡市・寺泊町合併協議会

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回長岡市・寺泊町合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日は第1回の長岡市・寺泊町合併協議会ということでございますが、12月の20日に1度準備会合を開かせていただきまして、そのときに実質的な協議項目についても十分時間をかけて話し合いをいただきました。また、建設計画につきましてもさまざまなご意見をいただいたところでございます。あくまで本日が正式の会議ではございますが、その準備会合を経まして12月28日に協議書を取り交わして正式に発足したという経緯がございます。これから合併という大変重要なテーマに向かってご協議をいただくわけでございますが、今日の会議が実りのある議論ができますことを心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。重ねまして、お忙しいところまことにありがとうございました。

事務局（北谷）

続きまして、高橋副会長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（高橋 誠）

今長岡市さんを含めまして山古志さん、近隣の市町村が予期せなかった地震で大変なご苦労されておりますけれども、長岡市さんの、特に山古志さんも含めまして、市挙げて心を込めて受け入れていただいている姿を毎日のようにテレビ、新聞で拝見して感動いたしております。改めて長岡の森市長さんを初め市民の皆様方の温かい気持ち、当然のことながら4月1日から既に私どもより先駆けてスタートいたします新市の建設計画が念頭にあられてのことと思っておりますけれども、私どももそんな心豊かな寛大な長岡市さんから迎えていただけることを大変うれしく、そして誇りにさえ感じているところでございます。これからも私どももできるだけの自助努力はいたしますけれども、同じようなひとつお気持ちでご指導やご配慮をいただきますように改めてお願いを申し上げます。一言あいさつとさせていただきます。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日は、田村委員と朝日委員が欠席でございますが、過半数以上の出席がございますので、規程に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係ります資料のご確認をお願いいたします。まず、事前に配付いたしました資料

で、次第、第1回会議資料報告編、第1回会議資料議案編でございます。また、本日の配付資料として、協議会委員名簿をお配りしてございます。資料は以上でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約の規定によりまして会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速ではございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、3、委員の紹介でございますが、これについて事務局からお願いいたします。

事務局（北谷）

それでは、本日ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては、自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、会長の森長岡市長でございます。続いて、副会長の高橋寺泊町長でございます。

次の委員からは、市町村ごとに紹介させていただきます。まず、長岡市の委員を紹介します。小熊長岡市議会議長でございます。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長でございます。そして、二澤長岡市助役でございます。

続いて、寺泊町の委員を紹介いたします。石井寺泊議会議長でございます。田村寺泊町議会町村合併調査検討特別委員会委員長でございます。住民代表の小越様でございます。同じく青木様でございます。そして、島田寺泊町収入役でございます。

続いて、学識経験者の委員を紹介します。豊口長岡造形大学理事長様でございます。鯉江長岡大学助教授様でございます。最後になりますが、阿部新潟県長岡地域振興局長様でございます。

ありがとうございました。以上で委員紹介を終了させていただきます。

また、長岡地域合併協議会の構成市町村からもオブザーバーとして出席していただいております。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

このメンバーで協議会を進めていくわけでございます。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項につきましては、第1号から第7号まで一括して行いたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

協議会事務局、高橋でございます。恐縮ですが、座って説明をいたします。

お手元にお配りしてございます資料の第1回会議資料報告編をお出しく下さい。報告事項がすべてここにまとめられております。

1枚おめくりください。1ページでございます。報告第1号 長岡市・寺泊町合併協議会規約及び協議書についてでございますが、報告事項につきましては事前に資料を配付し、ごらんをいただいておりますので、主要な部分のみ説明をさせていただきます。

報告第1号の内容でございます。3ページから5ページでございます。最初に、長岡市・寺泊町合併協議会規約でございますが、これは合併協議を進めるに当たっての基本的な事項を規約としてまとめたものでございます。内容としましては担当する事務、組織、委員、会議の運営などについて定めたものでございます。また、おめくりいただきまして、5ページの一番最後のところに附則がございまして、施行日をここで定めております。告示の日から施行するということになっておりまして、12月28日が告示日ですので、この日から施行されております。

また1枚おめくりください。6ページでございます。長岡市・寺泊町合併協議会設置に関する協議書でございます。これは、長岡市と寺泊町それぞれ議会議決を受け、正式に協議会が設置されたことを証するものとして両市町において協議書を取り交わしたものでございます。なお、原本はそれぞれの市、町で1通ずつ保有をしております。

次に、7ページでございます。長岡市・寺泊町合併協議会規約に関する協議書でございます。先ほど説明いたしました規約の中で、両市町の長が協議の上定めることとなる事項というのがございます。この内容を定めたものでございます。先ほどご紹介いたしましたのが、第1条で会長、副会長を定めております。それから、第2条で学識経験を有する方、第5条で監査委員を定めております。学識経験を有する方につきましては、先ほどご紹介をしたとおりでございます。監査委員につきましては、9ページの別表第2ということで、長岡市助役、寺泊町の収入役お二人が監査委員ということで定められております。

またおめくりください。11ページでございます。これから説明いたします報告第2号から報告第6号までは、規約の中で会長が別に定めるとしている事項でございます。したがって、その内容を定めたものです。最初に、報告第2号から4号までご説明いたしますが、いずれも協議会の組織等について定めたものでございます。

わかりやすく表でまとめたものがございますので、最初に33ページをお開きください。報告第7号がでございます。長岡市・寺泊町合併協議会の組織体制についてという内容でございまして、この内容を次の35ページに図でわかりやすく関係も含めてまとめておりますので、この図によりまして組織体制を説明いたします。一番まず左上に合併協議会、委員15人というのがございまして、これがいわゆる本日お集まりいただいております協議会の本体でございます。協議会の内部に必要な応じ、小委員会を置くことができるということになっておりまして、これがこの四角の下の方に書いてございます。この合併協議会の下に相方向の矢印ございまして、幹事会というのがございます。これがそれぞれの市町の助役、収入役、長岡市の場合は理事、寺泊町の場合は合併の担当課長さん、幹事会4人で構成しておりますが、幹事会の場におきまして協議会に提案する議題等の調整を行うということになっております。幹事会の下をごらんください。分科会、32分科会というのがございます。これは、両市町の担当課長及び課員、職員で構成してございまして、それぞれ専門的な事項について協議、調整を行うのが役割となっております。右側の四角をごらんください。事務局10人というのがございます。これは、長岡市と寺泊町の職員

で構成をしております。協議会や小委員会、幹事会の協議資料の作成について事務局で調整をいたします。なお、そのほか庶務に関する事項も事務局の仕事となっております。それから、合併協議会のすぐ右にオブザーバー5人というのがございます。これにつきましては後ほど説明をいたしますが、ここに書いてある町村の代表の方からオブザーバーとして参加をいただくという考え方でございます。本日もおいでをいただいております。

それでは、また11ページにお戻りください。長岡市・寺泊町合併協議会幹事会規程でございますが、今ほど説明をいたしました幹事会について定めたものでございます。内容は13ページ、14ページでございます。なお、13ページの第4条に幹事会の中に幹事長、副幹事長という部分がございます。これは1月6日の日に第1回目の幹事会を開催しておりまして、長岡市、二澤助役、寺泊町、島田収入役、それぞれ幹事長、副幹事長ということで選ばれておりますので、ご報告をいたします。

15ページ、報告第3号でございます。長岡市・寺泊町合併協議会分科会規程でございます。これにつきましても、先ほどご説明いたしました分科会の組織等について定めたものでございます。内容は17ページ、18ページでございます。

続きまして、19ページ、報告第4号をお開きください。長岡市・寺泊町合併協議会事務局規程でございます。これも今ほど説明いたしました事務局の組織等について定めたものでございまして、内容は21ページから23ページまでがその内容でございます。

次に、25ページお開きください。報告第5号でございます。長岡市・寺泊町合併協議会財務規程でございます。協議会の財務に関して必要な事項を定めたものでございます。なお、事務手続等につきましては長岡市の手続と同様の内容で定めてあるものでございます。内容は27ページ、28ページでございます。

続いて、29ページ、報告第6号でございます。長岡市・寺泊町合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程についてでございまして、これにつきましては、協議会の委員の皆様にお支払いをいたします報償費等の必要事項を定めたものでございます。内容は、31ページでございます。

33ページ、報告第7号、先ほど説明したとおりでございます。

報告事項の説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきましてご質問ございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、報告事項については以上で終了したいと思います。

次に、協議事項に移りたいと思いますが、まず議案第1号から議案第3号までの規程につきまして一括して協議をさせていただきます。

これにつきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

議案の説明についてですが、準備会合を実施した際にその準備会合の内容と重複する部分がございますので、該当部分については簡潔に説明いたしますことをご了解いただきたいと思います。

それでは、1ページ、議案第1号から第3号、続けて説明いたします。これは、規約の中で会長が会議に諮り、定めると決まっている部分がございます。このことから会議にお諮りするものでございます。

最初は、長岡市・寺泊町合併協議会の会議の運営に関する規程についてでございます。内容は3ページ、4ページでございます。3ページお開きください。会議の運営に関する規程でございますが、これは協議会を実施する際に必要な基本的な事項を定めたものでございます。第5条で、会議の進行について定めております。会議の進行、会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決ずるとしてあります。それから、第6条、オブザーバーの参加について定めてあります。先ほどご説明したとおりでございます。

また1枚おめくりいただきまして、5ページ、議案第2号 長岡市・寺泊町合併協議会小委員会規程についてでございます。内容は7ページ、8ページでございます。7ページお開きください。小委員会の規程につきましては、小委員会が協議会から付託された事項について専門的に調査、審議等を行うため小委員会を設置したいと考えているものでございます。なお、その際に必要となる事項をこの小委員会規程で定めてあります。第3条で組織について、第4条で委員長及び副委員長について定めてあります。第6条の報告のところをごらんください。委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならないと義務づけてあります。

続いて、9ページ、議案第3号でございます。長岡市・寺泊町合併協議会会議傍聴規程でございます。これは協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるための規程でございます。本日既に傍聴の方からお入りをいただいておりますが、この規程を抜粋いたしました傍聴に当たっての注意事項を傍聴の方に事前にお配りをしておりまして、本規程を守っていただくことを前提にお入りをいただいております。内容でございます。11ページからでございます。第4条で傍聴の手続、傍聴人は手続を経た上で会議の傍聴をするということを定めてあります。それから、傍聴席に入ることのできない者を定めてあります。会議に危害を加えたり、会議の進行を妨げるような方は入ることができないというふうに規定を定めてあります。それからさらに、傍聴人の守るべき事項を第6条で定めてあります。

議案第3号までの説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ただいま第1号から第3号までの議案についてご説明いただきましたけれども、ご質問あるいはご意見ございましたらば挙手をお願いいたします。特によろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、この議案第1号から3号までの規程につきましては承認ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、協議事項の議案第4号でございます。協議会の事業計画でございますが、この第4号と次の議案第5号 協議会の予算と一括して協議をしたいと思えます。

資料につきまして事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、15ページ、議案第4号を最初に説明いたします。平成16年度長岡市・寺泊町合併協議会事業計画についてでございます。

内容は、17ページから始まります。事業計画をここに記載のとおり定めたいものでございまして、最初に1番、会議の開催でございます。（1）、法定協議会につきましては月1回程度開催をしたいと考えております。

（2）、小委員会、幹事会、分科会でございますが、小委員会につきましては協議会から付託を受けた事項について必要に応じ、調査、審議を行うこととなりますので、必要に応じ、設置し、その必要の都度開催という考え方でございます。幹事会につきましては、協議会に諮る議案を調整するのが幹事会の仕事となりますので、協議会開催の前に開催をするという考え方でございます。分科会につきましては、幹事会の指示により専門的な調整を必要に応じ、行うこととなりますので、必要の都度開催という考え方でございます。

2番の広報広聴の実施でございますが、最初に（1）、協議会だよりの発行でございます。協議会での協議内容、その他合併に関する情報を住民の皆さんにわかりやすく伝える義務が協議会としてはございます。したがって、協議会だよりを発行いたしまして、関係の住民の方全世帯にお配りをしたいと考えているものでございます。

（2）、協議会ホームページの作成でございます。協議会での協議内容を初め合併に関するさまざまな情報を的確に住民の方に情報を提供し、ご理解をしていただくためにホームページを作成したいというふうに考えております。なお、このホームページを作成することによりまして、単に情報発信を行うだけではなくて、住民の方が自由に意見や質問を書き込めるようなコーナーを設置し、情報収集も行いながら住民の方々の意見や質問にも直接答えたいというふうに考えているものでございます。

3番、協議期間でございますが、平成17年3月までを目途とするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、18ページに現在想定されるスケジュールが簡単にまとめられておりますので、ごらんください。今17年の1月でございますが、合併協議会を3月までの間、月に1回程度の



割合で開催をしたいというふうに考えております。そして、3月には合併協定書の調印、廃置分合の議決、そして知事への合併申請、ここまで3月中にという考え方でございます。その後県、国の手続が必要になります。そうしますと、恐らく国の手続が終了いたしますのが8月ころになるであろうと現在考えております。国の手続が終わりませんと、実質的な準備ができない部分がございますので、9月ぐらいから合併に向けてのさまざまな準備を重ね、その後合併日を迎えたいというふうに考えております。なお、合併日につきましては18年の3月までに合併を施行したいと考えるものでございます。

次に、19ページ、議案第5号 平成16年度長岡市・寺泊町合併協議会予算でございます。内容は21ページからになりますので、21ページお開きください。横書きになりますが、恐縮ですが、ごらんになってください。まず、1番、総括ということで、協議会の全体の予算をここでまとめております。歳入歳出と分かれておりますが、ともに2,232万5,000円の予算を組みたいというふうに考えております。この予算の裏づけとしましてはそれぞれの市、町の負担金等により組みたいというふうに考えております。歳入のところに諸収入で1,000円というのがございますが、これは預金利息が協議の途中に発生することを想定して計上しているものでございます。

歳出をごらんください。大きく1から3まで分かれておりますが、1番の会議費ですが、これは本日開催しておりますが、協議会、それから今後小委員会等の会議を開催するに要する経費を想定しております。2番の事業推進費でございますが、先ほど説明いたしました協議会だより、ホームページ作成などの広報広聴の経費、それから建設計画策定をするための経費などを計上しております。最後、3番、予備費でございますが、当初予定しなかった経費が発生した場合を想定して予備的に予算計上しているものでございます。

なお、歳入歳出それぞれの詳細につきましては、次の22ページが歳入でございます。23ページ、24ページが歳出でございます。いずれも記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

議案の第4号及び第5号でございますが、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第4号及び第5号については事務局の説明どおりに承認ということでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

続きまして、議案第6号の協定項目及び議案第7号 協定項目の協議方針につきまして一括して協議をしたいと思いをします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、25ページでございます。議案第6号 長岡市・寺泊町合併協議会の協定項目についてでございます。これは、最終的に協定書に掲載します協議項目について提案をするものでございますが、内容につきましては12月20日の準備会合で説明したとおりの内容でございます。1番から21番まで、全体で21項目を協定書に盛り込む項目として協議をしたいと考えているものでございます。

おめくりいただきまして、27ページに参考資料がございます。これは、1番から21番までの協議項目をどのような順序で協議会に諮っていくかということをお示しをするものでございます。内容の整理にある程度期間を要するものは、2回目以降の協議会にお諮りしたいと考えております。それ以外の項目につきましては、本日の議題として提案しているものでございます。

続きまして、29ページでございます。議案第7号 長岡市・寺泊町合併協議会の協定項目の協議方針についてでございます。この議題につきましても準備会合でご確認をいただいたところでございますが、原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議するというものでございます。

それでは、長岡地域合併協議会の協議結果がどのようなものであったかということになりますが、1枚おめくりいただきまして、31ページに議案第7号参考資料としまして長岡地域合併協議会の協議結果を概要としてまとめております。この内容につきましても準備会合で説明したとおりの内容でございますが、簡単に1番からご説明をいたします。まず、合併の方式は長岡市への編入合併でございます。

合併の期日は、平成17年4月1日でございます。

新市の名称は長岡市でございます。

新市の事務所の位置は、現在の長岡市役所の位置でございます。

議会の議員の定数及び任期の取り扱いは、まず定数につきましてはいわゆる定数特例を適用するものでございます。そして、その定数特例を適用する期間につきましては現在の長岡市議会議員の任期、具体的には平成19年4月30日までとなりますが、この期間まで定数特例を適用し、その後は通常の選挙を行うという考え方でございます。

次の6番の農業委員会の委員の定数及び任期でございますが、農業委員会は現在それぞれの市町村で農業委員会持っておるわけですが、これを一つの農業委員会に統合するものでございます。そして、合併時点での委員さんでございますが、いわゆる議会の議員さんの定数特例と同様の考え方で合併時についてはお願いをしたいものでございます。なお、長岡市の農業委員会の委員さんの任期が17年の7月の19日まででございますので、それ以降は通常の考え方の委員構成になるものでございます。

7番、地方税の取り扱いにつきましては、基本的には長岡市の制度に統一をするものでございます。

一部制度の内容に差があるものについては、段階的に調整をしていくものでございます。

8番の一般の職員の身分の取り扱いは、一般職の職員はすべて長岡市の職員として引き継ぐものでございます。

9番の財産につきましても、債権債務ともに長岡市が引き継ぐものでございます。

10番の特別職の身分の取り扱いですが、合併の方式が編入合併ですので、合併時点では編入される町村は法人格そのものがなくなりますので、特別職の方は合併の前日をもって、結果として失職するということとなります。

それから、11番でございます。組織機構及び支所の取り扱いですが、長岡市役所を本庁とし、現在の町村の役場を支所とするという考え方でございます。

12番、条例、規則等の取り扱いですが、これも合併の方式が編入合併でございますので、長岡市の条例、規則を適用するという考え方でございまして、事務事業の調整等の中で必要な部分は長岡市の条例、規則等を修正をしていくという考え方でございます。

13番の一部事務組合の取り扱いでございますが、これは一部事務組合ごとに調整方針は異なっておりますが、基本的には合併をした新市の地域においては直接新長岡市が事務を行うという考え方でございます。

14、使用料、手数料の取り扱いですが、使用料については施設の使用料は現行どおりとするものです。財産の使用料、それから占用料については長岡市の制度に統一をするという考え方でございます。それから、手数料については合併時に一つの手数料の金額に統一をするという考え方でございます。

公共的な団体につきましては、さまざまな公共的な団体があるわけでございますが、それぞれの団体の今までの経緯などを十分に尊重しながらも一体性の確保といえますのを法の趣旨に沿って調整に努めるものでございます。

16番の町名、字名の取り扱いですが、長岡市は現行どおりでございます。それ以外の町村につきましては、基本的にはそれぞれの町村のご意向に沿うような形で決定しておりますが、大字を削除するところ、大字を残すところ、それぞれの考え方で整理をしております。

17番、各種団体への補助金、交付金の取り扱いですが、それぞれの団体への補助金、交付金についてはその事業の目的、効果、公共性、有効性、公平性、地域特性、これらの観点から調整をしていくという考え方でございます。

18番、慣行の取り扱いですが、さまざまな慣行がございます。市のマーク、市の旗、それから市民憲章、宣言、市の花、木、市の歌、名誉市民、それぞれの町村においても同様のものがございます。それぞれ新市に引き継ぐものと、それぞれの地域のものとして残していくものという整理をしております。

各種事務事業の取り扱いにつきましては、441の全体の項目を整理を長岡地域合併協議会ではしております。参考資料として寺泊町さんの委員の方につきましては、お手元に行っているかと思っております。

地域自治の取り扱いにつきましては、長岡地域合併協議会でかなり時間をかけて協議をした内容でござ

ざいまして、支所と地域委員会から成る地域自治組織を構築しながら地域のまちづくりを進めていくという基本的な考え方でございます。

建設計画につきましても別添ということでお手元にお渡ししてあるとおりでございます。

議案第7号までについては以上でございます。

議長（森 民夫）

議案第6号の協定項目と、その協議方針でございますが、これについて何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第6号及び7号につきましては承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、実質的な協議の内容に入るわけですが、議案第8号から第19号までは、これはただいまご承認いただきました議案第7号の協議方針で、基本的にはこれを尊重するというで今お決めいただいたところでございます。新市の名称とか、合併方式とか、大変重要な項目が入っておりますけれども、第7号でご承認いただいておりますので、基本的には先ほどご説明した31ページの他の5市町村との協議内容を尊重するというですから、この線に沿っていくということはこの協議会として既に決定をしておりますけれども、念のために31ページをちょっと開いていただきまして、合併の方式が編入合併と、新市の名称が長岡市、事務所の位置が長岡市役所の位置ということは、これは変わらないわけでございます。

合併の期日については、次回以降協議をさせていただきます。

5番目の議会の議員の定数及び任期の取り扱いは、これは寺泊町固有の問題としては、定数特例の平成19年4月30日までの定数としては寺泊は何名になりますか。

事務局（高橋）

2人です。

議長（森 民夫）

2名ですか。わかりました。

ここは、寺泊の場合は2名の定数特例でいくということでございます。

農業委員会につきましては何かどういうことになりますか、寺泊の場合は。

事務局（高橋）

農業委員会は2回目の議題として提案をさせていただきますので、現在協議中でございます。

議長（森 民夫）

これは、まだ今日は提案しないわけだね。わかりました。

地方税の取り扱いも基本的に特に寺泊固有の問題はありませんですね。

事務局（高橋）

入湯税の税率について若干差がございますが、合併年度は現行どおりとしまして、翌年度から長岡市の制度に合わせたいというのが43ページの議案第12号の内容でございます。ただ具体的には長岡市の入湯税が1人150円であるわけですが、寺泊町さんが現在120円ということで、そう大きな差ではないのかなと考えております。

議長（森 民夫）

わかりました。

それから、そのほか特に地方税の問題ありませんですね。

事務局（高橋）

大丈夫です。

議長（森 民夫）

一般職の職員の身分の取り扱いについては、これは長岡市の職員として引き継ぐと。

財産の扱いは、すべて長岡市が引き継ぐ。

特別職の身分は合併の前日をもって失職をするということで、これは特に寺泊固有の問題はありませんね。

そうすると、あと11番の組織機構及び支所の取り扱いですが、これは寺泊支所を置くわけですが、今寺泊町にその支所があるんですか。

事務局（高橋）

はい、寺泊町に現在大河津支所が既にごございますので、その支所につきましてはそのまま出張所というふうな扱いで残したいというのが基本的な考え方でございます。

議長（森 民夫）

そうですね。機能についてはそのまんま残して、支所が重なるとあれですから、支所を変えて分所とか出張所とかということで、これは寺泊町さんのご希望どおりの名前にしたいと思いますが、そういう方針ですね。

あと条例、規則と一部事務組合の取り扱いについては、特に6市町村の合意と異なるところはないですね。ありますか。

事務局（高橋）

ございません。

議長（森 民夫）

わかりました。

それから、14、15、16につきましては使用料、手数料の取り扱い、公共団体等の取り扱い、町名、字

名の取り扱い、それから17の各種団体の補助金、交付金の取り扱いは、これは次回以降協議ですね。

事務局（高橋）

そうです。

議長（森 民夫）

それから、18の慣行の取り扱いとしては特に何か寺泊町の花とか木はございますか。

委員（高橋 誠）

花はハマナス、木はニセアカシアとなっています。

議長（森 民夫）

そうですか。それは、地域の花と木で残るということですね。

町の歌はありますか。

委員（高橋 誠）

ございません。

議長（森 民夫）

それは、じゃ特にないな。

あとは、名誉町民は長岡市の制度に引き継ぐということでございますね。

各種事務事業の取り扱いにつきましては、次回以降協議ということでございます。

それから、20番と21番はこの後協議をいたします。

ということで、議題の議案第8号から第19号の概要は以上のとおりでございますが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（田村 勝三郎）

11号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご質問いたします。18年の3月までに合併を施行したいというお話でございまして、現長岡市さんの任期が4月30日までです。その場合、寺泊は今市長さんのご説明ございましたように2名ということになるのですが、この選挙というのはいつおやりになるか、もしわかっておりましたらでいいのですが。

以上です。

議長（森 民夫）

どうぞ。

事務局（高橋）

もちろん合併日がまだ正式に決まっておりませんので、選挙日も決まらないわけですが、合併日から50日以内に増員の選挙を行うというのが基本的な考え方でございます。

以上です。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。準備会でこの辺十分議論をしたところでございますので、特にないと思いますが、よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第8号から議案第19号までは承認ということでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、次に議案第20号 地域自治の取扱いに移ります。

大変関心の高い項目ではないかと思いますが、事務局から今回提案した内容について説明お願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、77ページお開きください。長岡方式の地域自治についてでございます。

なお、この地域自治につきましても準備会合の際に詳細にご説明しておりますので、基本的にはその内容と全く変わっておりませんが、冒頭の長岡方式の地域自治のあり方、ここは大事なところですので、少しご説明をいたします。

そもそも長岡方式の地域自治がどういうところから考えられてきたかということなんですが、いわゆる市町村合併によりまして地域の伝統や文化が失われてしまうのではないかと、中心部だけがよくなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり、今より不便になってしまうのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとというような地域の住民の方の不安の声がありまして、それを払拭するために提言をしてきたものでございます。そこで、我々が考えましたのは合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くということ、それから地域のことは地域で解決ができるということ、このことが住民の方が安心して生活できる仕組みにつながると考えたものでございます。したがって、長岡地域におきましては、各町村が今まで力を入れてまいりました特色のある事業を合併後も引き続き支所で実施をしていただくというような考え方でございます。さらに、地域の実情に応じた地域自治を行える仕組みを採用したいと考えておりますので、地域によって例えば地域委員の委員の数等において差があっても構わない、地域の実情に応じて決めていきたいと考えるものでございます。それから、この長岡方式の地域自治は単に不安を解消するためのものではなくて、地域自治のために最も大切な地域住民と行政が一体となってまちづくりを進める、こういう考え方を構築するために提案をしたものでございます。

以下、地域自治組織の期間、それから組織の内容、支所の位置づけ、地域委員会の内容、支所の予算、細かい予算要求の仕方から配当の考え方、ふるさと創生基金、地域コミュニティ事業補助金等80ページまで説明してございますが、この内容につきましては詳細の説明を既に準備会合でしておりますので、

以上にさせていただきたいと思います。

議長（森 民夫）

地域自治につきましては77ページから80ページまで資料もございますが、これにつきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、この議案第20号 地域自治の取扱いにつきましては決定ということでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、議案第21号 新市建設計画の策定方針、議案第22号の新市建設計画策定小委員会について一括して提案したいと思います。

事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、81ページ、議案第21号 新市建設計画の策定方針についてでございます。まことに恐縮ですが、ここにつきましても準備会合で詳細な説明をしておりますので、簡単な説明にさせていただきます。

内容は83ページからでございますが、既に長岡地域におきまして新市将来構想、そして新市建設計画が定まっておりますので、これをベースにした建設計画の策定をしたいと考えているものでございます。したがって、既にある長岡地域の建設計画を変更せずに、そこに長岡市と寺泊町さんの建設計画を追記をしていくというような考え方で新しい建設計画をつくりたいと考えております。建設計画の内容としましては寺泊地域としての整備方針、それからその整備方針に基づく根幹的な市と県の事業、そしてそれを裏づける財政計画などでございます。

それから、おめくりいただきまして84ページでございますが、議案第21号、現在説明しておりますものの参考資料でございますが、ここではいわゆる建設計画の法的な位置づけを国が示しているものを簡単にまとめたものでございます。ここで書かれておりますのは、今ほど説明した部分とダブる部分もございまして、基本的な考え方としまして、いわゆる箱物のハード事業だけではなくてソフトの面についても配慮しながら建設計画を策定していくということ、それから建設計画は合併市町村のいわゆるマスタープランとしての役割を果たすものでありまして、合併協議会において作成をするということが定められております。これが21号の参考資料でございます。

それから、またおめくりいただきまして87ページ、議案第22号 長岡市・寺泊町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱についてでございます。先ほど来の説明の中で、小委員会を設置できるとい



う規定があるわけですが、建設計画につきましてはかなり専門的な細かいご協議をしていただく必要が出てまいりますので、小委員会を設置し、その小委員会の中で素案という形でまとめていただいた上で協議会にお諮りをしたいというふうに考えるものでございます。したがって、建設計画策定のための小委員会の設置要綱をこのような形で定め、実質的な小委員会の協議に移りたいというものでございます。

なお、第3条に小委員会の組織というのがございまして、小委員会は委員7人をもって組織をしたいというふうに考えております。(1)で両市町の助役、助役を置かず、または助役が選任されていない市町にあっては当該市町の長が指定する職員とします。長岡市と寺泊町さんで1人ずつということになります。それから、規約第7条第1項第3号もしくは第4号に規定するといいますが、簡単に言いますと、議会の議長もしくは議員、または住民代表の方、それらの方から互選していただいてお一人ずつ選んでいただくという考え方でございます。それから、学識経験者の方から入っていただくという考え方でございます。3人でございます。したがって、合計7名ということで考えております。

それから、また1枚おめくりいただきまして最後のページ、91ページでございますが、それでは小委員会がどのような全体の組織体制で策定されていくかということを図であらわしたものでございます。一番左上に協議会の本体がございまして、協議会から小委員会に対しまして建設計画の素案をつくるのが付託をされます。小委員会の場において検討し、案をつくっていく形になりますが、当然小委員会が議論するについての細かい資料内容につきましてはその下にございます企画、総合計画の分科会、それから財政計画の関係でございますので、財政の分科会、さらには32の全体の分科会で資料を作成、検討しながら案をまとめていくという考え方でございます。それから、中ほど右側の方に事務局でございますが、事務局は小委員会、それからそれぞれの分科会、それからそれぞれの市、町、さらには県とも連絡調整をしながら資料の作成をしていくということでございます。一番右下にコンサルタントというのございますが、事務を効率的に進めるために外部の方に委託した方が効率的な部分については外部に委託をさせていただきたいと考えているものでございます。これにつきましても今までの建設計画の策定と同様の考え方でございます。

なお、最終的に建設計画書としてまとめる際には必ず県との事前協議、それから最終的な協議、これが終わらねと、最終的な建設計画書としてまとめることはできませんので、必ず県との協議が必要になるということでございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

新市建設計画の策定方針と策定小委員会の説明でございましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。これは方針でございますけれども、建設計画の内容について何かご注文があればこの際伺って、小委員会の皆さんも時間がないので、その方が効率的に進むかと思っております。長岡市

側からは、せっかくの海を有する寺泊町との合併でございますから、やはり海を生かした計画、特に佐渡をにらんだ計画にさせていただきたいと長岡市長としては思うんですが、何か町長さんございませんか。新市建設計画について準備会でもお話伺っていますけど、最低限これだけはというものと、それにプラスしてこういう夢を描きたいということありましたらぜひ。

副会長（高橋 誠）

先般5日の日に市長さんにお会いをいたしましてから、実は私県の本庁、今巻管内に位置しております、巻の地域振興事務所長さんにお会いをいたしました。その際に巻の事務所長さんが新潟県のちょうど中心部に当たるわけございまして、私どもの海岸がその末端になるわけですけれども、新潟県全体にとって中心部の長岡市がより魅力あり、より活力ある市になることが単なる長岡市の充実発展だけではなくて県全体の活性化、新潟県がさらに魅力ある県になる、そういう位置づけで県は今回の長岡市と寺泊の合併に期待をしているという、これは個人的なご見解かわかりませんが、そういうふうに言っていただきまして大変心強い思いをいたしました。その中には、今森市長さんが触れられました佐渡と最短距離に位置している寺泊、16キロの海岸線と港、いわゆる豊かな海を持つ寺泊を生かした地域づくりが夢を持ってつくられるのではないかなと期待いたしております。

要望事項は先般ちょっと多過ぎるくらい申し上げまして、北谷さんから余りいっぱい言わなくていいというふうにご注文されましたけれども、願わくばこの前申し上げましたほかに少子高齢化が進行いたしておりますが、今ございません保健センターの建設が可能であれば、あとはちょっと申し上げる必要はないのではないかなと、そのことだけをあえて、せっかくの機会ですので、お願いを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

今町長からお話ございましたけれども、どうですか何か。それがすべて計画に入るとは限りませんが、この際言うていただいた方が非常にこの後作業進めやすいと思います。

委員（小越忠教）

住民代表の小越でございますが、先般も夢を語れという森市長さんの温かいお言葉についつい悪乗りをいたしましていっぱい話をしたんですが、今もそういう意味でちょっと乗らせていただくということで、失礼の段はまずおわびをしておきます。今ちょっと寺泊町長の高橋町長さんが要するに政治生命をかけて長岡市と合併するというふうにおっしゃって今日に至っておりますけれども、町長さんのお言葉どおり長岡とか寺泊はいわゆる古志の国のへそに当たるわけです。822年ぐらいから寺泊というふうなことで歴史に出てきておりますが、いわゆる北陸道の終点になっておりますので、そういう意味では日本の中心だったわけで、長岡市長さんの寺泊へのアクセス弾丸道路30分というような夢を語っていただいたんで、大いに期待しておりますが、それがさらに今市長さんのおっしゃったとおり佐渡へ続くと、すごくいいだろうというのが観光協会初め寺泊の住民の期待しているところでございますので、ぜひ佐

渡へのアクセス、これは新潟から佐渡へというのが全国の皆さんの共通認識みたいですけども、実際には長岡、寺泊へ行くと、佐渡へ8里ですから、一番近いわけです。そういうキャンペーンを大いにやっていただいて、前回町長さんもおっしゃっていました200万人の観光客が出入りする、それをさらに発展をしていただければ大変ありがたいということで、ちょっと乗らせていただきまして失礼いたしました。夢をかなえていただければ本町の合併の方の事務局の方にもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（森 民夫）

そうしたことは長岡市側から見ても大変魅力のある話でございますから、むしろよいご発言をいただいたと思っておりますが、長岡側で、議長さん、何かございますか。いいですか。

委員（小熊正志）

はい。

議長（森 民夫）

あと県の方に新市建設計画を申請するわけですが、やはり寺泊と長岡との道路、信濃川沿いの県道の整備は要望させていただき可能性が高いと思われまして、阿部さんの方でひとつ早い段階から少し調整をしていただけるとありがたいと思っております。

ほかに何かご意見ございませんか。よろしいですか。学識経験者の方は何か。

はい。

委員（豊口 協）

毎回実は寺泊へ伺っているわけですけども、広大な国有地が非常に気になっておりまして、何とか国とのうまい調整をして、あれを海岸の日本で初めての人工的な緑地公園のようなものができれば一番いいなど。現在非常に荒れておりますので、とにかくあの海岸線を非常に美しい、日本で一番美しい海岸線をぜひ新市民の力でつくり上げることが将来非常に新市のためによくなるだろうということ、それから海岸をいかに日本人が大切にするかという、そういうマインドを日本海側の人々にやっぱり示すと。かなり長期的なことになりますけども、それをぜひやってみたいなど個人的には思っております。

議長（森 民夫）

ただ公共側がお金をかけて整備するというよりも、やっぱり市民の力を使うというようなコンセプトがいいんじゃないかと私は個人的には思っております。

委員（豊口 協）

もちろんお仕着せの公園じゃなくて、やっぱり新市民がつくるという公園だと思っております。

議長（森 民夫）

長岡市民は大変海に対する愛着ありますから、そういうのを自分たちの力で整備していこうというのは受け入れられやすい課題だというふうに私は思っております。

委員（高橋 誠）

既に観光協会が中心になりまして、海岸に桜の木を植えようということで、既に1,000本近い植樹をいたしました。台風並みの北風に耐え切れるのかと不安でしたけれども、既に春になると、海岸に桜が咲いております。それから、海洋植物、自然の海浜植物、これの今保護に努めながら、さらに種を観光協会の会長さんみずから集めて、それを植えられて、今いろいろの寺泊海岸、実は貴重な海洋植物がございますので、海洋植物園というような、そんなことも我々念頭に置きながら既に一部行動に移しております。それから、広い砂丘地は鳥取砂丘に次ぐ第2の砂丘地であり、貴重な財産だとも言われておりまして、大河津分水の河口が既に約1キロ以上の砂丘になっておりますので、これらも生かしながら、豊口先生からご提言いただいたことについては私どもも既に一部、微力ですけども、大勢のボランティアの力をかりながら、特に観光協会や小越先生なんかが中心になってそういう今取り組みを始めているところがございますので、大変心強いご示唆、ご指導いただきまして我が意に尽くすところがございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

委員（鯉江康正）

建設計画のところで議論しなきゃいけないと思うんですけども、やはり和島と与板との連携で観光を栄えさせていくという寺泊非常に重要だと思うんです。それと、先ほど寺泊へ行く道路の問題が出ましたけども、この地域って基本的にはマイカーの人は比較的良好なんです、渋滞があるわけでもないし。ですけども、じゃ新幹線に来て、佐渡への玄関口といったときに、どうやって寺泊まで人を運ぶのかという問題が一方で出てきます。ですので、その部分のソフトな部分、特に交通弱者とか、あるいは主婦層を取り込んだときにどういうサービスがあるのかという点をかなりやっぱり詰めていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

議長（森 民夫）

わかりました。

私も個人的には、やっぱりおっしゃったとおり与板、和島の持っている魅力をうまくつなげて、それを途中寄り道しながら寺泊へつなげていくという考えですね。先生はそれを多分おっしゃりたかったのかと思うんですが、そういうことをちょっと建設計画の中にぜひ盛り込んでいただければ与板、和島も喜ぶと思うんです。一気に行くんじゃなくて良寛史跡とか、そういうの見ながら佐渡へつながっていくという観光の考え方じゃないかと思います。

はい。

委員（高橋 誠）

既に現在寺泊と長岡は1時間に1本越後交通の急行バスが走っておりまして、これが大体新幹線の発着に合わせて運行されているようであります。今長岡市さんではくるりん号ということで、これは公共施設、特に病院等を中心に回っておりますけれども、できれば観光客や一般市民を対象にしたような、若干一部有料でも結構だと思いますけれども、今先生おっしゃられたように貴重な良寛資料とかござい

ますし、今良寛の共通した財産生かしながら広域観光をやっていこうということで、三島北部分水観光連絡協議会ということで、寺泊、与板、和島、出雲崎と、分水町、この連絡協議会の言い出しっぺでございますして、ずっと実は私がこの今会長を務めております。そのほかに佐渡と寺泊を含めた対岸協という観光の協議会もございますし、これらが新潟地区とか今日現在四つか五つございますので、これをどうするのかという今検討を数年前から始めておりますけれども、今ほどのようなご提言も含めて共通するルート、無論良寛さんがそうですけれども、可能な限り私はこれらの協議会を集約をしながら、観光面でのいわゆる知恵を結集をして、貴重などこにもない魅力を生かした地域づくりができればいいがなと、そういうことで今四つ、五つある同じような目的の協議会を一本に絞って、それこそ長岡市長さんから今度は会長さんにもなっていて、できればこれらの協議会の一元化を図りながら、今ご提言いただいたようなことが具体的にできるようないわゆる手法、アクセス等の問題も検討していければいいのかなと、そんなふうに私は考えております。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ほかに何かご意見ございますか、建設計画全般で。

どうぞ。

委員（小越忠教）

おしゃべりが過ぎますけれども、お許してください。実は今町長さんもおっしゃられましたけれども、例えばこんなことを皆様ご存じでしょうか。長岡市との話が進んだということでこういう話になるんですが、長岡駅へお寄りて佐渡へ行くというルートがどこかに書いてありますでしょうか。

議長（森 民夫）

ありませんね。

委員（小越忠教）

実は、寺泊の観光協会の会長さんあたりが盛んにおっしゃっています。せめて越後交通のどこかにここからのルートを寺泊経由で佐渡へ行けるとい、そういう看板もあってもいいんじゃないかという、それぐらいのことなんです、単純に我々だけでやっている、なかなかそこへいけないんですが、こういう話になると、それぞれそこまでいけるとい、本当に将来が明るいなという、あしたは明るい日という、そのとおりな感じがしてうれしいと思います。海に対しては、私も寺泊に住んでまして、高橋町長さんは例のナホトカ号の汚れたときにこの町をだれが守るんだと、我々先祖から来たこれを守るのはいわゆる我々だということで、涙ながらに町民に訴えられていたという、そういう感激的なシーンがあるんですけれども、やっぱり中村草田男さんじゃないですけど、「魂や今も沖には未来あり」と、まさに未来があるという感じですので、ぜひ頑張ってくださいたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

それでは、大体議論も出尽くしたようでございますので、議案第21号、22号につきましては承認というところでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、そのとおり決定させていただきます。今日いろいろ出たご意見につきましては、新市建設計画の策定の方で生かしていただければというふうに思います。

以上で本日予定の議題はすべて終了いたしました。特にこの際ございますか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、以上で長岡市・寺泊町合併協議会を終了させていただきます。

事務局から説明はございますか。

事務局（高橋）

協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場は、第2応接室になります。市長さん、町長さん、それからそれぞれ議長さんがそろって準備ができ次第始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、記者会見終了後、長岡市・寺泊町新市建設計画策定小委員会を早速この会場で行いたいというふうに考えておりますので、関係の委員の皆様はお集まりいただきますようお願いをいたします。

また、次回の協議会でございますが、1月31日、月曜日でございます。午後5時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。会場は、本日と同じ長岡市役所大会議室です。開催案内、会議資料は議案が調製でき次第ご送付いたしますので、よろしく願いいたします。

連絡事項、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。

事務局（高橋）

申しわけありません。1月31日の協議会ですが、午後4時からでございます。申しわけございませんでした。

（散会 午後3時10分）